

あった。そのため、末松偕一郎（内務局長）・阿部滂（財務局長）・高木友枝・李延禧・坂本素魯哉・林猷堂・黄欣ら7名の評議員が教育委員会を組織して関連調査を進めた。⁵⁰

3 義務教育案に対する台湾人と日本人の世論

実際、上述の台湾人評議員は、義務教育の実施が近代文明の普及と台湾の文化レベル向上に寄与するとの判断から、それに賛成しており、これは義務教育を受ける側に立つ台湾人全体の態度を相当レベルまで反映していたといつてよい。たとえば、旧式の漢学教育を受けた埤頭庄（現在の彰化縣埤頭郷）協議会員呉廷發は『台湾日日新報』に寄稿し、「本島文化未開、應急施行、雖慮負擔苦痛、然關教育、亦當勉強維持（本島の文化はいまだに未開であり、早急に施行すべきであり、負担が重くとも、教育に関しては、どんなことでも維持していくべきである）」との旨を発表し、義務教育実施に賛成の意を示した。⁵¹ 公学校出身の草屯庄（現在の南投縣草屯鎮）協議会員洪元煌も同じく投稿で、義務教育の迅速なる実施を提案し、台湾の文化レベルが日本国内より低い点を指摘した上で、「欲其文化向上、福利増進者、捨義務教育之外別無良策（文化レベルの向上と福祉の充実を図るのであれば、義務教育のほかに良い策はない）」と述べ、かつ「觀諸世界先進之國、亦無不因施行義務教育之徳果、以致文化臻於極度、能使科學甚然發達、得有今日之強盛者、真令人不可設想（世界の先進諸国を見渡すと、義務教育を施行していない国はない、これらの国々の文化が教育によって非常に高いレベルに達し、科学技術も高度に発達し、以て今日の覇者になれたことは、まさにわれわれの想像を超えているのだ）」と強調した。⁵²

当時、東京で台湾社会運動を主導し、その中核的存在となっていた台湾の新知識人の義務教育に対する態度と見方は、上述の台湾人評議員とほぼ同様であった。1920年1月、東京台湾留学生組織「新民会」が7月に機関雑誌『台湾青年』を発刊した。発行者は蔡培火（東京高等師範）、編集者は蔡式毅・蔡先於・鄭松筠・林濟川・蔡玉麟（明治大学）、陳圻（慶応大学）、王敏川・黄周・王金海（早稲田大学）、陳崑樹（東京商科大学）、謝春木（東京高等師範）らだったが、いずれも台湾総督府国語学校師範部を卒業し、公学校での教職経験を有していたので、彼らは植民地教育の諸々の欠陥を自らの体験によって痛切に感じていた。そのため、田健治郎が総督就任後、総督府は教育の普及による台湾人の知識と文化レベルの向上を主たる任務とする、と強調した際、彼らは熱い期待をもって、『台湾青年』誌上で台湾教育に関する見解を発表した。彼らは、教育改革に関する意見を度々発表し、世論を喚起することで総督府当局の教育政策に影響を及ぼしたいと考えていたのである。⁵³

たとえば、1921年初め、鄭松筠はその投稿記事「台湾と義務教育」において、台湾総督田健治郎が貴族院で、台湾で義務教育を実施できる条件が整うには少なくともあと10

50 同上書、147頁。

51 呉廷發「評議会諮問案に関する意見」『台湾日日新報』第7577号、大正10年7月8日、5面。

52 洪元煌「諮問案に関する所見（上）」『台湾日日新報』第7641号、大正10年9月10日、6面。

53 呉文星『日拠時期台湾師範教育之研究』40、218頁。

年はかかる、と述べたことに対して疑問を投げかけた。近代社会における競争で勝敗を決めるのは文化の優劣である。台湾にとり初等教育の普及はまさに急務で、そのためには義務教育の施行が必須である。義務教育の実施は台湾人にとって死活問題であり、教育を普及させるためには、現在日本に留学中の台湾人学生のさらなる努力が必要であると呼びかけた。また自らの親友には子弟の就学を奨励し、経済的條件の許す者に対しては日本への留学を勧めつつ、当局が一日も早く義務教育を実施するよう要求した。⁵⁴

総督府評議会が義務教育について討議している最中、鄭松筠はまた新たに「義務教育に関する所見」を同誌に投稿した。その中で、次のように主張している。欧米先進諸国で義務教育を実施していない国はなく、プロイセンは義務教育を実施したことで普仏戦争においてフランス軍に大勝し、中華民国もその成立直後より義務教育を推進してきた。台湾の文化水準が日本国内より低いのは、台湾人の先天的能力と財力が不足しているわけでも、ましてや向学心と忍耐力が日本人に劣っているからでもない。この差はまさに義務教育制度の欠如によって生じたものである。台湾人は先天的に高い能力・財力・勤勉・忍耐力といった条件を持ち合わせており、義務教育を実施すれば、台湾の文化レベルは即座に向上する。現在の台湾の文化レベルは1880年代頃の日本国内のそれを超えている、すなわち、いま直ちに台湾で義務教育を実施したとしても遅すぎるぐらいなのである。台湾における義務教育実施は、焦眉の急である。万一評議会が義務教育の実施に反対したら、直ちに「臺灣社會之滅亡近矣！（台湾社会は滅亡に近し！）」であると述べ、義務教育制度施行に総督府評議会員が極力賛成するよう呼びかけた。⁵⁵

黄呈聰（早稲田大学）も次のように述べる。この世界は永久に進化し続ける過程そのものであり、精神の改造は各個人の知識の普及によって成し遂げられるが、この知育を進めるには教育の力に頼らざるを得ない。彼は、教育こそが現実生活の中で機能する知識を蓄えることを可能にすると指摘しつつ、従来の台湾の教育制度は甚だ不十分であり、また日本国内の学制と異なり、近代における実際の生活に見合った人材の養成に失敗していると批判した。その一方で、田健治郎総督が旧態依然とした台湾教育を反省し、内地延長主義政策をもって改革を熱心に推進し、義務教育を提唱して、台湾の文化レベルを日本国内のそれに近づけようとしていることは実に良い現象である、と彼の政策を支持した。目下総督府当局がやるべきことは、時代に順応した教育方針の確立、世界文明に接触する機会の創出、台湾への世界文化の紹介、台湾人に文化的な生活を教え説くことである。さらに当局と民間有識者が慎重に調査・企画するよう要請し、教育経費の増加、差別待遇の排除、中等以上の教育機関における共学の実施、公学校における漢文科の存続などを呼びかけた。⁵⁶

同様に、王金海が投稿した「台湾教育に関する私見」では、新植民地政策が旧来のもの

54 詳細は鄭松筠「台湾と義務教育」（『台湾青年』第2巻第3号、大正10年3月）30～33頁を参照。

55 詳細は雪嶺（鄭松筠）「關於義務教育之管見」（『台湾青年』第3巻第1号、大正10年7月）29～31頁を参照。

56 詳細は黄呈聰「台湾教育改造論」（『台湾青年』第3巻第1・2号、大正10年7・8月、21～30、15～29頁を参照。

とまったく異なり、その使命は新領民を統合して新しい文化を建設することにある、という永井柳太郎教授の見解を伝えた。また、報道によれば、今回田健治郎総督が内地延長主義を標榜して台湾の教育改革に着手したことは、内地延長主義が旧植民地政策とは相容れない性格を持つものであることを示しており、これは喜ばしいことである。台湾統治当局が新植民地政策をとるということは、彼らが日本帝国と台湾を統合して新しい文化の建設に尽力することを意味しており、台湾教育における最重要課題は当該地方の特別事情を第一に考え、教育の機会均等を前提として、台湾で日本国内と同様の学制を敷き、直ちに義務教育を実施することであると主張した。⁵⁷

蔡培火は、投稿の中で近代世界の強国がおしなべて国民教育を重視し、国民の就学義務に関する法令を制定していることを指摘した。そして、日本国内は明治初年から学制を公布し、漸進的に義務教育を実施した。台湾では文官総督が着任してから、文化政策を標榜し、総督府評議会に義務教育実施に関する諮問案を提出したが、これは喜ばしいことである、と高く評価した。⁵⁸

王敏川の見方は蔡培火と同じく、20世紀における欧米先進国家の国民が豊富な政治的知識と、社会に貢献する精神を有しているのは義務教育の力によるものであり、総督府当局が義務教育を提唱したのは「洵屬可喜之現象（誠に喜ばしい）」ことで、「吾臺人不欲齒於文明人之列則已，而思欲齒於文明人之列，則不可不盡力建議速施義務教育（われわれ台湾人が文明人の列に並ぼうとしなければ、現行の教育制度のままでも構わないが、もし文明人の列に並ぼうとするなら、速やかに義務教育の実施に向けて尽力しなければならない）」と呼びかけた。

以上のように、当時の総督府評議員・街庄協議会員などの地方の代表、あるいは社会運動を率いる新知識人といった台湾の社会的リーダー階層は、台湾で義務教育の実施を主張する理由において共通した見解を持っていた。つまり、義務教育を通じて台湾の文化レベルを向上させること、台湾社会を近代文明社会の列に参入させることを目指していたのである。植民地当局の教育政策が台湾の社会的リーダー階層に広くかつ喜んで受け入れられたのは、折しもその焦点が内地延長主義を標榜し「内地（日本国内）の教育制度にならうこと」にあったので、それを通じて世界文化の発展に順応し、台湾人の知識と文化レベルの向上を目指すことができると考えられたためだった。

義務教育の実施方法についての、上述した台湾人総督府評議員の考えは、州・市・街・庄の台湾人協議会員、そして新知識人にも共有されていた。たとえば漢学教育を受けた台北州協議会員黄純青は、修業年限を男子6年、女子4年とし、経費の節約のため暫定的に二部教授を取り入れ、校舎を簡易なものにし、各郡に教員を養成するための師範学校を設

57 詳細は王金海「台湾教育に関する私見」（『台湾青年』第3巻第2号、大正10年8月）29～35頁を参照。

58 詳細は蔡培火「台湾教育に関する根本主張」（『台湾青年』第3巻第3号、大正10年9月）51～55頁を参照。

59 詳細は王敏川「台湾教育問題管見」（『台湾青年』第3巻第4号、大正10年10月）27～29頁を参照。

置し、砂糖消費税と酒造税をその財源としてはどうかと提案した⁶⁰。呉廷發は6年制義務教育の実施に賛成していた⁶¹。公学校教諭の王名受は、台湾の森林・鉱山開発を財源にして、教員の需要に応じて師範学校を増設し、児童の就学を促進する手法に特に関心を払ってはどうかと提案した⁶²。基隆で漢学教育を受けた台北州協議会員の許梓桑は、農村3年制、市街地4年制の義務教育の実施に賛成している⁶³。台湾総督府国語学校国語科出身の台中州協議会員李崇禮は、台湾人の負担を考慮し、学校設備を充実させ、各地に3校の師範学校を増設して、初等教育教員養成に努めるよう提言した⁶⁴。草屯庄協議会員洪元煌は、差別待遇の撤廃と、台湾人・日本人の共学を実現し、初等教育においては小学校のカリキュラムに沿って授業を行うこと、暫定的に4年制義務教育をとり、その後経済的条件が許せばそれを6年に延長することを建議した⁶⁵。財源を確保するために、砂糖消費税・専売収益・蓄妾税（妾を娶った際に税金を徴収すること）などの導入を提案する者さえいた⁶⁶。

明治大学留学生の鄭松筠は、差別待遇の撤廃、小・公学校の合併、台湾人・日本人の共学、経費節約のための簡易な校舎の建設、修業年限6年制の採用などを提案した⁶⁷。早稲田大学留学生の王金海は、学制は日本国内と一致させるべきであるが、台湾の義務教育においては漢文教育と法政知識の教授などを存続させるべきであると建議した⁶⁸。蔡培火は、台湾の教育は台湾の特殊事情に立脚すべきであって、総督府当局は同化教育方針を放棄すべきであると主張した。彼は、授業では台湾語を使用し、初等教育では漢文を必修科目に指定すること、可能な限り6年制義務教育を実施すべきこと、また入学年齢は満7歳、男女共学制を原則とすることなどを提言した⁶⁹。王敏川は、修業年限を6年とすること、小学校に倣って公学校のカリキュラム調整を行うこと、漢文を必修科目にすること、教科書改訂と教員養成、授業における台湾語の兼用、また専売収入と国庫補助、理蕃事業費と勸業費の節約などによる教育経費の捻出などを提案した⁷⁰。

これに対し、総督府当局と日本人の世論は台湾における義務教育実施を必ずしも支持していたわけではない。総督府評議会が義務教育について検討し始めた頃、総督府総務長官下村宏は評議会で講演を行い、義務教育は実施すべきではあるものの、やはり経費と教員の問題を考慮しなければいけないと表明した。教員に関しては、目下教員数の充実が困難

60 黄純青「義務教育案所見」『台湾日日新報』第7572号、昭和2年7月3日、5面。

61 呉廷發「評議会諮問案に関する意見」『台湾日日新報』第7577号、大正10年7月8日、5面。

62 王名受「義務教育の実施に関する所見」『台湾日日新報』第7577号、大正10年7月8日、6面。

63 許梓桑「民法の施行に関する所見」『台湾日日新報』第7578号、大正10年7月9日、5面。

64 李崇禮「総督府評議会に関する一二の所見」『台湾日日新報』第7599号、大正10年7月30日、3面。

65 洪元煌「諮問案に関する所見（上）」『台湾日日新報』第7641号、大正10年9月10日、6面。

66 寶樹後人「義務教育の所見」『台湾日日新報』第7578号、大正10年7月9日、5面。

67 詳細は雪嶺（鄭松筠）「義務教育に関する所見」（『台湾青年』第3巻第1号、大正10年7月）31～33頁を参照。

68 詳細は王金海「台湾教育に関する私見」（『台湾青年』第3巻第2号、大正10年8月）37～42頁を参照。

69 詳細は蔡培火「台湾教育に関する根本主張」（『台湾青年』第3巻第3号、大正10年9月）41～60頁を参照。

70 詳細は王敏川「台湾教育問題管見」（『台湾青年』第3巻第4号、大正10年10月）27～33頁を参照。

であり、もし直ちに義務教育を実施するのであれば、教員を確保することは容易ではないと述べた。また、経費負担に関しては、都会と僻地で差があるため、もし都会と同時に山地でも義務教育を実施するのであれば、住民の負担は就学と同様に相当重くなるだろうと述べた。⁷¹『台湾日日新報』は、義務教育を実施しようとする総督府当局の「過去に例のない好意」を肯定する一方、それが実現できるか否かは主として「財源と教員の養成問題」の解決にかかっており、台湾人のほぼ全員が賛成しているのならば、経費の負担に努めるべきで、そうすることで当局の好意に報いることができると報道した。⁷²7月初め、総督府内務局編修課嘱託久住栄一は、同紙で総督府評議会の義務教育諮問案について、元々不足している公学校教員が全島に不均衡に配置されている点、学童の就学率がわずか28%にすぎず、義務教育を直ちに実施できる条件がいまだに備わっていない点を指摘した。⁷³『台湾日日新報』に掲載された、東京発のある記事はこの義務教育問題について、次のように述べている。台湾総督府は台湾の教育制度の改善や日本国内と同様の義務教育実施について諮問案を提出しているが、台湾児童の就学率はわずか28%にすぎない。もしこの状況下で早急に義務教育制度を実施すれば、必然的に学校を増設しなければならず、そのための経費負担の増加は産業の萎縮を招いてしまう。この現状からして、日本国内と同様の教育制度を実施するのが困難なのは明らかである。それゆえ、台湾における義務教育実施は絶対に不可能であるとの見解を示した。⁷⁴

つまり、義務教育問題に対する、台湾人・日本人の議論の最大の相違は、関心の焦点にある。台湾人の世論はこれを機に、総督府当局に対し、台湾における従来の教育の不適切なやり方と欠陥について、抜本的な改革を要求した。そのため彼らの提案は台湾人評議員よりも明らかに積極的かつ急進的である。一方日本人の世論は、台湾で義務教育を直ちに実施できるかどうかの可能性に焦点を絞っていた。

4 台湾総督府評議会の義務教育案に対する決議

資料によれば、台湾人評議員および世論は、台湾人・日本人の共学、師範学校の増設、そして学制を日本国内のものに合わせるなどの助言を出し、総督府当局はそれらを教育改革草案に盛り込んだ。7月27日、「台湾教育令改正案」の作成を担当する末松内務局長は、同草案の内容は田総督との検討の結果に基づいており、朝鮮教育令改正案よりも進歩的であると説明した。台湾教育令では中等以上の学校をすべて共学としているが、朝鮮教育令改正案では各種実業学校と高等以上の教育機関に対して共学を認めただけである。⁷⁵ほどんど

71 下村宏「総督府評議会における所感」(『台湾時報』大正10年7月号)8～9頁。

72 「詹言録——評議会及世評(上)」『台湾日日新報』第7559号、大正10年6月20日、3面。

73 詳細は久住栄一「義務教育実施問題の帰結(上)・(下)」『台湾日日新報』第7574・7575号、大正10年7月5・6日、4面を参照。

74 「施行は当分不可能 台湾の義務教育」『台湾日日新報』第7576号、大正10年7月7日、2面。

75 「七年制高等学校と教育令改正案審議中の處漸く脱稿」『台湾日日新報』第7597号、大正10年7月28日、7面。